

認定職業訓練のご案内



東京都産業労働局

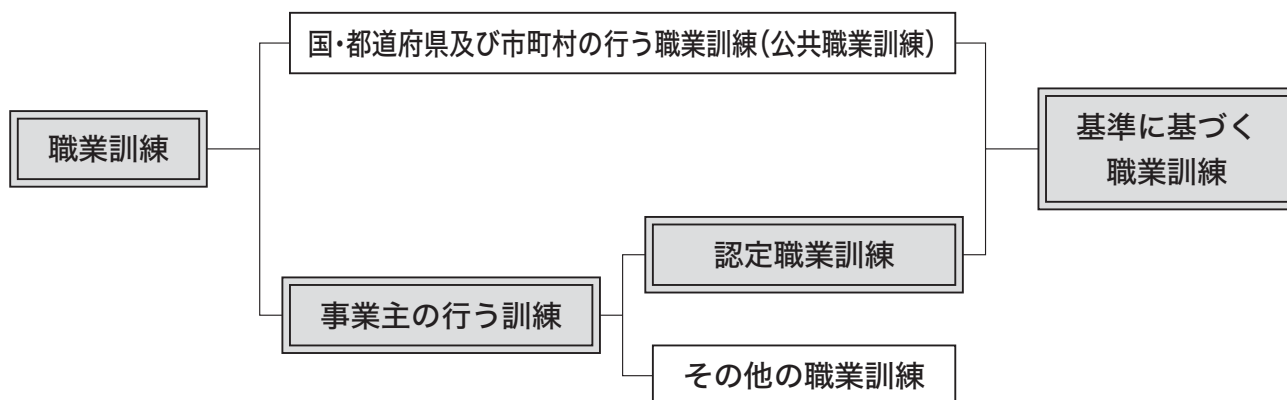
目 次

【認定職業訓練とは】	1
I 認定職業訓練の種類	2
II 認定の要件は	4
III 認定のメリットは	6
IV 認定の申請をするときは	7
認定までの流れ	8
よくあるご質問	9
認定職業訓練の問い合わせ先及び申請先	10
職業能力開発センター案内図	11

認定職業訓練とは

事業主や事業主の団体等が雇用している労働者に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法（以下「法」といいます。）に定める訓練基準に適合する職業訓練については、東京都（以下「都」といいます。）に申請してその旨の認定を受けることができます。この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練といいます。

この制度は、職業訓練の質的水準を確保し、その社会的評価を確立することと、各種の援助、助成を行い、企業の職業訓練を支援して、労働者の育成とその職業生活の安定及び社会的経済的な地位の向上を図ることを目的としています。



I 認定職業訓練の種類

職業訓練の種類、課程は、習得させようとする技術及び知識の「程度」と「期間」に基づき分けられ
認定の対象となる職業訓練は、事業主等が**その雇用する労働者**に対して行う職業訓練であり、次の内

	訓練の対象及び内容
1 普通職業訓練	
(1) 普通課程	高等学校卒業者、中学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を対し、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要なさせるための長期間の訓練
(2) 短期課程	
ア 管理監督者コース	管理者・監督者又は将来なろうとする者に対し、管理者又は監能・知識を習得させるための訓練
イ 一般技能士コース	二級技能検定合格者でその後相当程度の実務経験を有する者等知識を習得させるための訓練
ウ 二級技能士コース	二級技能士の受験資格者に対して、二級技能士に必要な技能・練
エ 単一等級技能士コース	単一技能士の受験資格者に対して、単一等級技能士に必要な技訓練
ア～エにあてはまらない課程	在職労働者、技能検定の受検を目的とする者等に対し、その職得させるための短期間の訓練
2 高度職業訓練（職業に必要な技能・知識を習得するための訓練）	
(1) 専門課程	高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有すると認められ要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的ための長期間の訓練
(2) 専門短期課程	高度の技能・知識の習得を目的としている在職労働者に対し、知識を習得させるための短期間の訓練
3 指導員訓練（職業訓練指導員を養成するための訓練）	
(1) 長期課程	高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有すると認められ員として養成するための訓練
(2) 専門課程	二級技能検定に合格した者で、その後3年以上の実務経験を有能を有すると認められる者に対し、職業訓練指導員として養成す
(3) 研修課程	職業訓練で訓練を担当しようとする者や担当している者又は職者に対し、知識の補充や技能の追加をするための訓練

ています。

容に該当するものです。

	期 間 ・ 時 間	摘 要
有すると認められるものに 基礎的な技能・知識を習得	原則として1年（中卒者が対象 の場合は2年） 1年につき1,400時間以上	
督者として職務に必要な技	6ヶ月以下 10時間以上	訓練基準あり
一級技能士に必要な技能・	1ヶ月以上6ヶ月以下 100～150時間	訓練基準あり
知識を習得させるための訓	1ヶ月以上6ヶ月以下 100～150時間	訓練基準あり
能・知識を習得するための	1ヶ月以上6ヶ月以下 120～150時間	訓練基準あり
業に必要な技能・知識を習	6ヶ月以下 12時間以上	
る者に対し、将来職業に必 な技能・知識を習得させる	原則として2年 2,800時間以上	
職業に必要な高度の技能・	6ヶ月以下 12時間以上	
る者に対し、職業訓練指導	4年 5,600時間以上	
するかそれと同等以上の技 るための訓練	6ヶ月以上	
業訓練指導員免許を受けた	12時間以上	

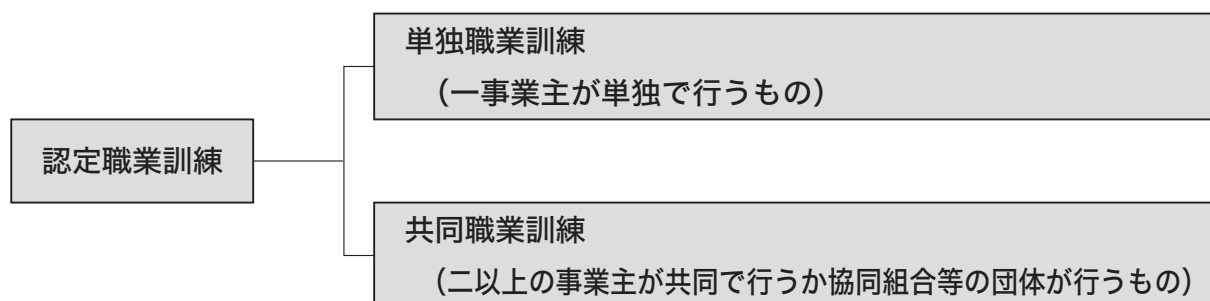
Ⅱ 認定の要件は

職業訓練の認定を受けようとする場合は、次の条件すべてを満たしていることが必要です。

1 認定を受けることができる事業主等とは、次の (1) ～ (7) のとおりです。(法第13条)

- (1) 事業主
- (2) 事業主の団体又は連合団体
- (3) 職業訓練法人
- (4) 職業能力開発協会
- (5) 一般社団法人又は一般財団法人
- (6) 法人である労働組合
- (7) その他営利を目的としない法人

(認定の形式)



2 認定を受けようとする職業訓練が法に定める訓練基準に適合していることが必要です (法第24条、第27条の2、法施行規則第1条、第9条～第13条)。

法に定める訓練基準とは主に次のとおりです。

- (1) 訓練の対象者
- (2) 教科の科目
- (3) 訓練の実施方法
- (4) 訓練期間・訓練時間
- (5) 訓練を行うための施設・設備
- (6) 職業訓練指導員

3 認定職業訓練を的確に実施する能力を有すると認められることが必要です。(法第24条)

実施する能力を有するかどうかの判断基準はおおむね次のとおりです。

(1) 職業訓練の永続性があること。

(例―訓練の経費の確保・実施体制の整備等)

(2) 訓練生を毎年一定人数以上確保できること（一事業主が単独で行う場合は5人以上、それ以外の共同で行う場合は一訓練科につき5人以上であること。初年度は10人以上であることが望まれます。）

(3) 職業訓練法人及び職業能力開発協会以外の団体は、定款等に下記の事項が記載されているとともに、業務又は事業の一つとして職業訓練について**明確な定め**があること。

① 目的

② 名称

③ 認定職業訓練のための施設を設置する場合には、その名称及び所在地

④ 主たる事務所の所在地

⑤ 構成員を有する団体の場合は構成員に関する事項

⑥ 役員に関する事項

⑦ 会計に関する事項

⑧ 解散に関する事項

⑨ 定款等の変更に関する事項

(4) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく許可を受ける必要がある場合は、その許可が受けられること。

4 東京都職業能力開発協会（以下「協会」といいます。）について

協会は、法第79条に基づいて設立された法人であり、民間における職業能力開発の拡大と技能評価体制の確立を推進することを目的とした団体です。

協会は、都との密接な連携のもとに、各種講習会、研修、職業能力開発促進大会等の職業訓練振興事業を行っていますが、協会と都との能力開発事業の一体的推進を図るため、認定を受ける事業主の皆様には、原則として協会の会員になられることをおすすめします。

Ⅲ 認定のメリットは

認定職業訓練を実施すると、次のようなメリットがあります。

1 事業主にとってのメリット

(1) 認定訓練助成事業費補助金（事業内職業訓練事業補助金）

中小企業事業主（下表参照）、中小企業事業主の団体（構成員の3分の2以上が中小企業事業主である団体）及び職業訓練法人等が、中小企業事業主に雇用されている従業員等を対象として認定職業訓練を行う場合には、運営費、設備費及び施設費に対する補助金を受けることができます。

なお、補助金の内容は次のとおりです。

認定職業訓練に要する経費のうち、集合して行う学科又は実技の訓練に要する以下の経費の一部が補助対象となります。

- ① 職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当
- ② 教室借上げ費、光熱水費、機械器具等の備品費・修繕費
- ③ 教科書費、教材費
- ④ 職業訓練指導員の研修費、訓練生の合同学習費
- ⑤ 救急薬品等購入費、修了証書作成費、連絡通信費
- ⑥ 先端技術に関する技能の習得に要する経費
- ⑦ 施設及び設備整備に要する経費

中小企業とは、次表のものをいいます。「資本金の額又は出資の総額」か「企業全体での常用労働者数」のいずれかの要件に該当すれば中小企業です。

産業分類	資本金の額又は出資の総額	企業全体での常用労働者数
小売業・飲食店	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以下	3億円以下	300人以下

(2) 広域団体認定職業訓練助成金

中小企業事業主の団体又はその連合団体で、都の訓練生がおおむね2分の1未満で3都道府県以上の労働者を対象に認定職業訓練を実施した場合には、(1)の認定訓練助成事業費補助金ではなく、広域団体認定職業訓練助成金を受給することができます。

なお、助成金を受けるにあたっては、訓練生総数の3分の2以上が当該団体の構成員である中小企業事業主に雇用されており、同一の都道府県にある事業所に雇用される者が2

分の1未満であることが必要です。

助成金の対象経費は(1)の①～⑤と同様です。

- (3) 職業訓練施設に「**職業能力開発校**」「**職業能力開発短期大学校**」「**職業能力開発促進センター**」などの名称を用いることができます。
- (4) 年少労働者の危険有害業務の就業制限、契約期間の特例や高校教育との連携など特典があります。

2 訓練生にとってのメリット

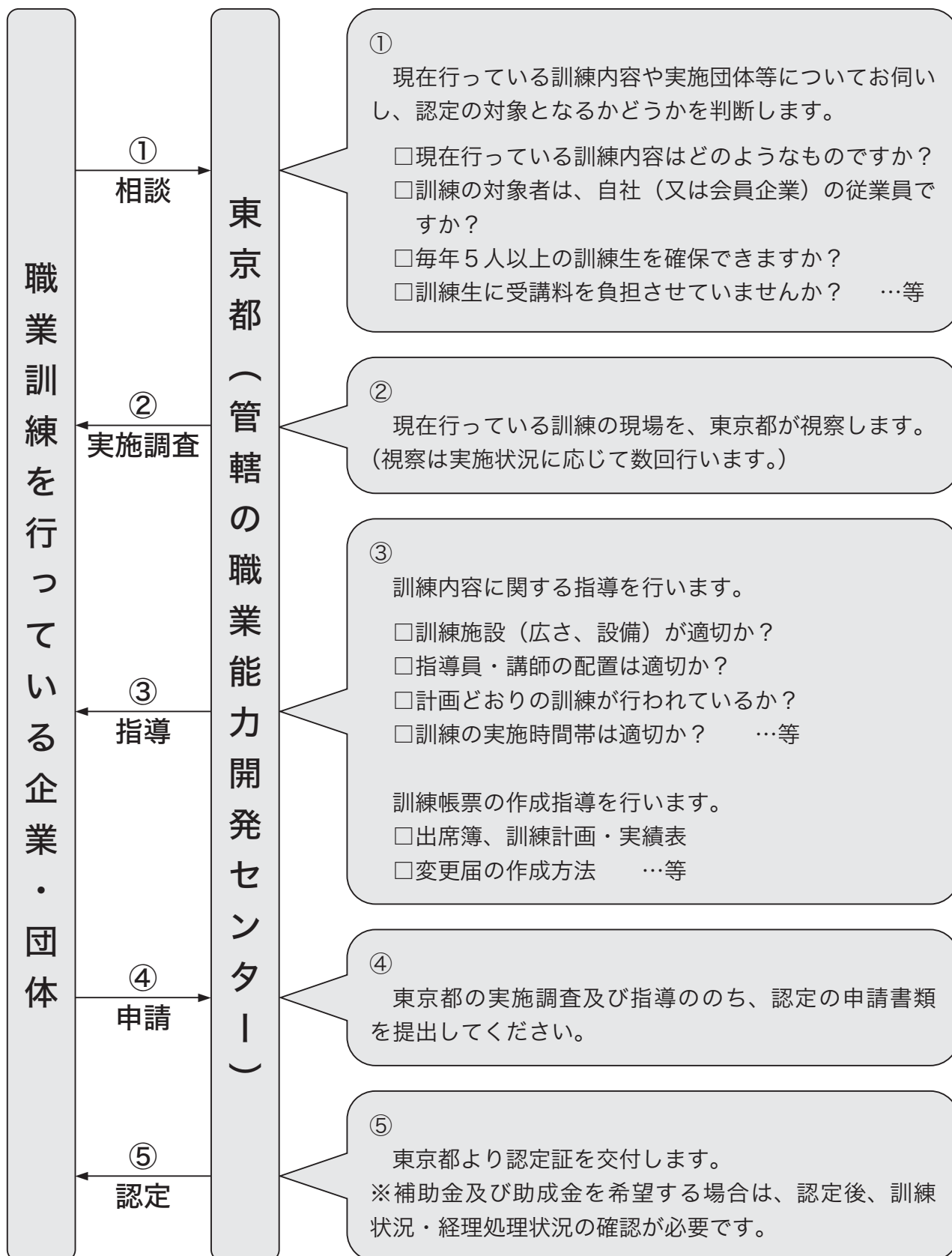
- (1) 普通課程・専門課程修了時に行われる技能照査の合格者には「**技能士補**」の称号が与えられます。
- (2) 技能照査の合格者並びに一・二級及び単一等級技能士コース修了時試験合格者は**技能検定受験の際に学科試験が免除**になります。
- (3) 普通課程や専門課程などの修了者は、技能検定や職業訓練指導員試験の受験資格の要件である実務経験年数が短縮されます。
- (4) 訓練職種によって関係法令に基づく各種の資格や受験資格が与えられます。

Ⅳ 認定の申請をするときは

1 申請の際、「職業訓練認定申請書」に添付する書類は以下のとおりです。

- (1) 定款、寄付行為、規約等
- (2) 認定職業訓練を実施するにあたっての意思を明らかにしたもの（総会議事録、社内稟議書等）
- (3) 就業規則
- (4) 認定職業訓練（校）の運営要綱、校則など
- (5) 従業員の採用実績と今後の採用予定
- (6) 訓練経費の概要
- (7) 教室の面積を示す平面図等
- (8) 指導員、講師の名簿
- (9) 申請時までの訓練実施の概要
- (10) 事業主等の事業の概要がわかるもの
- (11) 訓練計画表
- (12) 構成事業主の名簿（事業主団体等のみ）
- (13) 法人の登記簿謄本

◇ 認定までの流れ



よくあるご質問

Q 1 一般の人を対象とした訓練を行っています。認定の対象となりますか。

A 1 認定職業訓練は、事業主や事業主の団体等が、雇用している労働者に対して行う職業訓練が対象です。

単独の事業主が実施する場合は自社の従業員、複数の事業主が共同で行う場合や団体が実施する場合は、その構成員（会員企業）が雇用している従業員を対象に実施する訓練が認定の対象となります。

原則として、雇用されていない人を対象とした訓練は認定の対象となりません。

Q 2 従業員に対する訓練を計画中です。認定の対象となりますか。

A 2 認定の際には、訓練の実施状況の視察や、過去の訓練実績の提出等が必要ですので、原則として訓練を実施してからの認定となります。

Q 3 従業員数が少ないため、毎年5人以上の訓練生を確保することができません。認定の対象となりますか。

A 3 認定の対象となりません。

認定訓練では、一事業主が単独で行う場合は5人以上、それ以外の共同で行う場合は一訓練科につき5人以上の訓練生を毎年確保することが必要です。

Q 4 訓練生から授業料を徴収しています。認定の対象となりますか。

A 4 訓練生に授業料等の訓練に要する経費を負担させている場合は、認定の対象となりません。

授業料、入学金、受講料などの訓練に要する経費は、訓練生を雇用している事業主の負担で行ってください。

Q 5 訓練が認定された場合、すぐに補助金を申請できますか。

A 5 認定後すぐに補助金を申請することはできません。

認定後の訓練状況や経理事務処理が適正に行われているかを確認したのちに、補助金の申請をすることができます。

認定職業訓練の問い合わせ先及び申請先

管轄職業能力 開発センター	所 在 地	電話・最寄駅	担当地区
中央・城北	〒112-0004 文京区後楽1-9-5	03 (5800) 2611(代) JR 地下鉄 飯田橋	千代田区、新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
城 南	〒140-0002 品川区東品川3-31-16	03 (3472) 3411(代) 京浜急行 青物横丁 りんかい線 品川シーサイド	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、島しょ町村
城 東	〒136-0071 江東区亀戸9-6-27	03 (3683) 0341(代) JR総武線 亀戸 都営地下鉄 東大島	中央区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
多 摩	〒196-0033 昭島市東町3-6-33	042 (500) 8700(代) JR青梅線 西立川	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市及び西多摩郡
(参考) 東京都職業能力開発協会 〒102-0071 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 7階 電話 03 (5211) 2355			
東京都産業労働局雇用就業部能力開発課地域人材育成係認定訓練担当 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎31階 北側 電話 03 (5320) 4718			

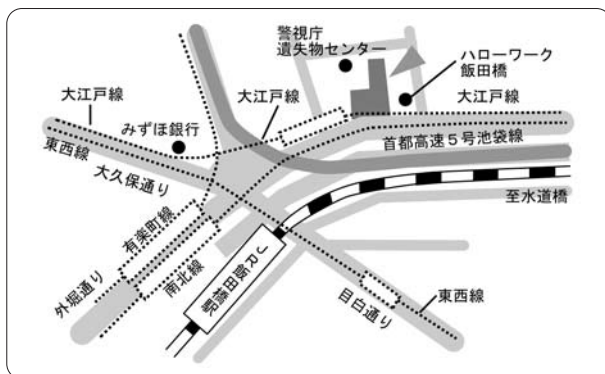
職業能力開発センター案内図

中央・城北職業能力開発センター

〒112-0004 文京区後楽1-9-5

お問い合わせ先：03-5800-2611(代)

最寄り駅：飯田橋駅

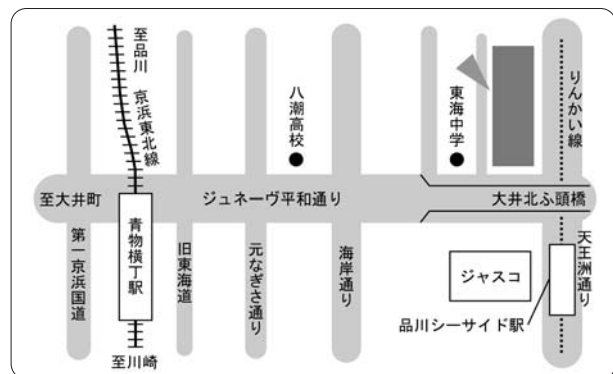


城南職業能力開発センター

〒140-0002 品川区東品川3-31-16

お問い合わせ先：03-3472-3411(代)

最寄り駅：青物横丁駅、品川シーサイド駅

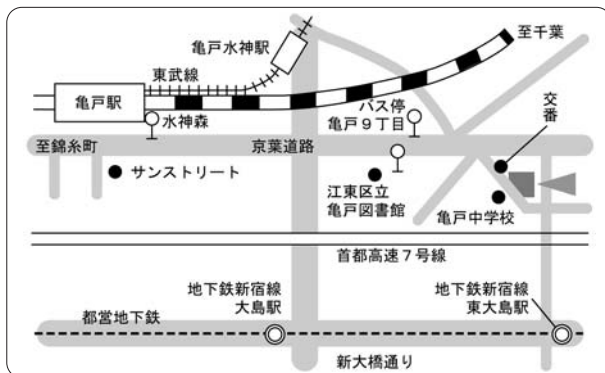


城東職業能力開発センター

〒136-0071 江東区亀戸9-6-27

お問い合わせ先：03-3683-0341(代)

最寄り駅：亀戸駅、亀戸水神駅、東大島駅



多摩職業能力開発センター

〒196-0033 昭島市東町3-6-33

お問い合わせ先：042-500-8700(代)

最寄り駅：西立川駅



